

## 社会福祉法人池上長寿園 介護職員初任者研修（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

社会福祉法人 池上長寿園

東京都大田区仲池上二丁目24番8号

（目的）

第2条 介護に対する専門的な知識や技術を提供できる人材の必要性が高まっている中、当法人の有する介護技術を広く地域に伝達し、地域貢献に寄与するため、本事業を実施する。

また、介護職員を目指す人材の介護の仕事の雇用に結びつけていくことや法人内の無資格職員のスキル向上に努めていく。

（実施形式）

第3条 前条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は、次のとおりとする。

池上長寿園 介護職員初任者研修（通学）

（年度事業計画）

第5条 平成29年度の研修事業を次の計画のとおり1回実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	平成29年9月～平成29年12月	12名
合計		12名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

大田区内または近郊に在住・在勤・在学のいずれかで、介護職員として働くことに意欲を持っている心身共に健康な方。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。但し、当法人に就労予定の者は、受講料を無料とし、テキスト代のみの負担とする。

区分	内 訳	金額 (税込)	納付方法	納付期限
第1回	受 講 料	40,000円	振込による一括納付	受講開始前日までの指定日
	テキスト代	5,830円		
	合 計	45,830円		

なお、既に納めた研修参加費は、返還しない。ただし、社会福祉法人池上長寿園理事長が特別の理由があると認めるときは、一部または全部を返還することができる。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回	介護職員初任者研修テキスト	株式会社 日本医療企画

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続)

第13条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 募集の広報は、開講日の前月を目途に、ホームページ等に掲載する。
- (2) 希望者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、82円切手を添えて締切日までに直接来所もしくは郵送で申し込む。

- (3) 定員12名を超えた場合は、抽選の上受講者を決定する。
- (4) 抽選の結果は、応募者全員に通知する。
- (5) 研修の詳細な日程、カリキュラム等は、郵送もしくは直接配布する。
- (6) 研修参加費は、研修開始前の指定日に、振込により受領する。

#### (科目の免除)

第14条 申込時点において、東京都の定める介護施設等（東京都介護職員初任者研修事業者指定要領別表2「介護職員初任者研修実習先一覧」による。）で、過去3年間に6ヶ月以上継続的（週1回以上）に介護業務に従事した実務経験を有する者は、「介護実習」を免除する。

#### (修了の認定)

第15条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

- (1) 修了評価は筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、カリキュラム9「こころとからだのしくみと生活支援技術」内において担当講師が実技について評価を行う。なお、実習に関する評価は、実習レポートに基づき行う。
- (2) 修了評価基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。  
評価基準（100点満点とする）  
A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満
- (3) 評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、再試験を2回まで実施し、(2)の基準を満たした者について認定する。

#### (研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には、必ず事前に池上長寿園事務局に連絡することとする。

#### (補講の取扱い)

第17条 第9条に定めるカリキュラムの一部を欠席した受講者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

補講は原則として当法人において実施する予定であるが、他の事業者で実施する場合がある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額により受講者が負担するものとする。

ただし、当法人において実施する補講にかかる受講料については、他の事業者が定める金額に準ずるものとする。

原則として、補講は「項目」を単位として履修するが、当法人で補講を受ける場合、および他の事業者が実施する場合で「科目」の内容（実施方法含む）及び時間数が同一の場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。

補講及び修了試験の期限は、開講日より8ヶ月以内とする。やむを得ない理由があり、書面により当該理由が確認できる場合は1年6ヶ月以内とする。

#### （受講の取消し）

第18条 次の各号に該当する受講者に対しては、一時退出または受講資格を取消すことができる。尚、一時退出したものは欠席扱いとする。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- （2）研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者

#### （修了証明書の交付）

第19条 第15条により修了を認定された受講者には、東京都介護職員初任者研修事業実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

#### （修了者管理の方法）

第20条 修了者管理については、次により行う。

- （1）修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- （2）修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。ただし、有料とし、1回600円とする。

#### （公表する情報の項目）

第21条 東京都介護職員初任者研修事業実施要綱8に規定する情報の公表に基づき、当法人ホームページ (<http://www.ikegami.or.jp>) において開示する内容は、以下のとおりとする。

##### （1）研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、研修担当部署、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備

## (2) 研修事業情報

研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、指導者数、研修受講手続、費用、特徴）研修課程責任者、研修カリキュラム（科目別シラバス、科目別担当講師、各科目の特徴）、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、実習施設（実習協力機関の名称、住所、介護保険事業の概要、実習プログラムの内容及び特色、実習の指導体制、指導内容、実習協力期間における延人数）、連絡先等（申込先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先）

### (研修事業執行担当部署)

第22条 本研修事業は、池上長寿園 経営本部人財課研修担当が所管する。

### (その他の留意事項)

第23条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：人財課研修担当 電話03-5700-6171

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (4) 研修の受講に際しては、受講申込時に本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 住民基本台帳カードの提示
- ② 在留カード等の提示
- ③ 健康保険証の提示
- ④ 運転免許証の提示
- ⑤ パスポートの提示

第24条 この学則に必要な細目並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

### (附 則)

この学則は平成29年6月1日から施行する。